

## お知らせ



忘れずに納付しましょう!

国民健康保険税(第3期)の納期限は9月30日(水)です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。また、納税には便利な口座振替をご利用ください。口座振替の結果は、預貯金通帳への記帳でご確認ください。

固収税課(2階)  
☎(20)1578、FAX(20)1609

## 国民年金の「繰上げ請求」・「繰下げ請求」

老齢基礎年金は、受給資格期間を満たせば原則として65歳から受けることができますが、希望により60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受けることができます。

繰上げ請求をする場合には、次の点に注意が必要です。  
・請求をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

・他の年金(寡婦年金・障害年金など)の給付制限があります。

・一度請求すると取消や変更はできません。

また、希望すれば66歳以降70歳までの間で繰下げて請求することもできます。繰下げの請求をした時点に応じて年金額が増額されます。

繰上げ、繰下げによる年金は、請求のあった月の翌月分からの支給となります。

※70歳到達後に繰下げ請求した場合は、70歳に達した日の翌月分から支給されます。

固国保年金課(2階)  
☎(20)1503、FAX(20)1600

## 道路上に張り出している樹木の枝剪定等のお願い

道路上に張り出した枝は、道路を狭くし、歩行者や車両の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因になることもあります。

道路上の枝が原因で事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

歩行者・通行車両の安全を守り、住み良い環境を維持す

るためにも、道路沿いに土地を所有している方々は、樹木の伐採や枝の剪定など適切な管理をお願いします。

なお、電線や電話線がある場所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に東京電力やN・T・Tへ連絡してください。

固土木管理課(7階)  
☎(20)1537、FAX(20)1605

## 秋の全国交通安全運動実施9月21日(月)～30日(水)

外出は

明るい笑顔と 反射材

秋の全国交通安全運動は、運動の重点目標として、①子どもと高齢者の交通事故防止、②反射材用品等の着用の推進、③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、④飲酒運転の根絶の4つを掲げ運動が展開されます。

秋の行楽シーズン到来に伴う交通量の増加による交通事故の多発が予想されます。さらに、これからの時期は日が短くなり、夕暮れ時の事故の危険が高まります。

思いやりと交通安全を心が

けて、交通事故防止に努めましょう。

固生活課(2階)  
☎(20)1505、FAX(20)1600

## 農地転用は許可が必要です

農地法に基づく許可を受けずに、農地を農地以外の目的に利用(転用)することはできません。

違反転用は、その行為により、刑事罰の対象となる場合があります。

農地に住宅を建てたい、駐車場、資材置場にしたいたいなどの農地転用に関する場合は、農業委員会(6階)にお申し出ください。

固農業委員会事務局(6階)  
☎(20)1530、FAX(20)1604

## 歯周疾患検診・妊婦歯科検診のお知らせ

10月1日(水)受付 妊婦13時～13時20分/歯周疾患13時40分～14時/対象 妊婦および40歳以上5歳刻みの節目の方(平成28年3月31日までに40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳になる方) /費用 500円

固保健センター  
☎(25)1725、FAX(25)1865

## 大切な契約や遺言書は公正証書で!

10月1日(水)～7日(水)の公証週間にあわせて、公証役場無料相談所を開設します。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日時・場所 ①10月2日(金)9時30分～12時・市役所5階504会議室 ②10月3日(土)10時～16時・茂原公証役場※両日とも予約制/相談の種類 ①公証相談/相談内容 ②公正証書による遺言書、土地・建物の賃貸借、金銭の貸借、子どもの養育費の支払いなどの契約書の作成/相談員 茂原公証役場公証人

固茂原公証役場  
☎(22)5959、FAX(22)5959

## スマホアプリ「The My Style Diary」ダウンロード開始!

千葉県では、結婚、妊娠・出産、育児のライフステージにある皆さんを応援する、スマホアプリ「The My Style Diary」のダウンロードを開始しました。ダウンロード